

「豊田市立東広瀬こども園ほか1園増築園舎等取得事業」参加表明・募集要領に関する質問への回答

| 番号 | 質問   | 回答内容   |
|----|--|--|
| 1  | 参加表明書への会社印の押印は不要でよろしいですか？  | 不要です。  |
| 2  | 正本2部と副本10部はファイルの色やラベル等で違いが分かるようにすればよろしいですか。正本と副本とで特別な違いや規定がございましたらご教示ください。                         | 何か違いが分かるようにしていただければ結構です。内容等に特別な違いはありません。                       |
| 3  | 売買契約後、工事着工まで約3ヶ月程度期間が設けられているのはなぜでしょうか。   | 設計期間及び確認申請期間を想定しています。  |
| 4  | 設計確認、計画通知の下付はいつ頃を想定しているのでしょうか。   | 売買契約締結後から工事着工までの間を想定しています。                                     |
| 5  | 建築確認申請上の建築主は事業者との認識でよろしいですか。その場合、申請書類は民間の確認審査機関に提出し許認可を受けてもよろしいですか？                                | 募集要領（2頁）赤字部分を訂正しましたのでご確認ください。<br>本件は、建築基準法第18条に基づく、計画通知となります。  |
| 6  | 計画通知と竣工図書のデータを頂けますでしょうか。   | 御依頼いただければ、市で保有するデータをお渡しします。<br>※すべてのデータが揃っていることを保証するものではありません。 |
| 7  | 既存建物竣工時の図面データ（CADデータ）を頂けないでしょうか。   | 御依頼いただければ、市で保有するデータをお渡しします。<br>※すべてのデータが揃っていることを保証するものではありません。 |
| 8  | 基本協定締結後に地質調査を行った結果、参考のボーリングデータと乖離があり、費用が増加する場合の追加費用負担は協議いただけますか。                                   | 協議により増額を可能とします。  |
| 9  | 提案内容及び仕様については豊田市公共建築仕様ではなく、要求水準、建築基準法を順守したうえで事業者提案によるものとの認識でよろしいですか。                               | 御認識のとおりです。   |
| 10 | 提案内容のヒアリング出席者の人数に制限はありますか。   | 制限等はありませんが、なるべく少人数で企画提案や質疑応答で受け答えをする方のみでお願いいたします。              |
| 11 | 防火性能について、豊田市児童福祉施設の設備及び運用に関する基準を定め条例では耐火建築物又は準耐火建築物と規定されているので、その他の関係法令を遵守していれば準耐火建築物としてもよろしいでしょうか。 | 児童福祉法・建築基準法を始めとした関係法令及び関係する条例に抵触しなければ問題ありません。                  |
| 12 | 建物完成後、事業者は表題登記を行うことなく、貴市へ引き渡しを実施するとの認識でよろしいですか？  | 引き渡し前の登記については関係法令等をご確認ください。                                    |
| 13 | 地質障害、地中障害物、及び埋蔵文化財の発見により新たに必要となった測量・調査に関するものの負担者が事業者が従負担となっておりますが、こういったケースを想定されていますか。              | 市の調査・測量に必要最小限の発見物の位置の特定、原状復旧を想定しています。                          |
| 14 | 計画予定地を横切るように側溝がありますが、建物下に暗渠として排水計画をしてもよろしいでしょうか。（東広瀬こども園）  | 不可とします。  |
| 15 | 給水経路、排水経路、雨水経路の計画について、建物下を経路として計画よろしいでしょうか。  | 可としますが、設計協議時に詳細について協議とします。                                     |
| 16 | 既存施設の給水台帳の資料を頂けますでしょうか？  | 豊田市料金課で取得可能です。<br>必要であれば、申請書類を作成し、保育課までご持参ください。                |

「豊田市立東広瀬こども園ほか1園増築園舎等取得事業」参加表明・募集要領に関する質問への回答

| 番号 | 質問  | 回答内容  |
|----|---|---|
| 17 | 排水は浄化槽に接続し適切に処理する事。処理の方法は提案によると記載されていますが、同一敷地内に新たに浄化槽追加の設置は可と考えてよろしいですか？                                      | 施設運営上は問題ありません。  |
| 18 | 計画事業地内の近接に既存側溝がありますが、新設浄化槽の排水はその側溝に放流しても良いのでしょうか？（東広瀬こども園）  | 敷地内の雨水排水経路に放流としてください。   |
| 19 | 乳児室、保育室内に計画する倉庫の面積は、乳児室、保育室の面積に含んでよろしいでしょうか。  | 含んで構いません。   |
| 20 | 入所するこどもの年齢は満2歳に満たない幼児でしょうか？その場合、豊田市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例では乳児室の必要最低面積が幼児1人あたり3.3㎡と規定されていますが、どのようにお考えでしょうか。 | 募集要領（6頁）赤字部分を訂正しましたのでご確認ください。<br>若園こども園の1階2部屋部分については乳児室となるため、必要面積は53㎡以上とするように計画をお願いします。※若園こども園2階2部屋、東広瀬こども園の4部屋は全て61㎡以上としてください。 |
| 21 | 延床面積は1園あたり420㎡程度とありますが、面積の上限又は下限がありましたらご教示ください。   | 若園こども園1階2部屋（乳児用）は1部屋あたり53㎡以上、若園こども園2階2部屋及び東広瀬こども園4部屋（幼児室）は1部屋あたり61㎡以上としてください。上限に定めはありません。                                       |
| 22 | 浄化槽の算定を行うため、今の施設の収容人数と先生の人数をそれぞれお教え頂けますでしょうか。   | 東広瀬こども園：【現在】職員（29人）、園児（110人）<br>【増築後】職員（約40人）、園児（約200人）<br>若園こども園：【現在】職員（35人）、園児（170人）<br>【増築後】職員（約49人）、園児（約271人）               |
| 23 | 小荷物専用昇降機の積載量は何キロを想定していますでしょうか。  | 300キロを想定しています。  |
| 24 | 電気引込について既設園舎と一体利用として計画することとなっていますが、コスト削減で可能であれば今回の増築施設へ単独の引込の提案は可能ですか？  | 施設運営上は可能です。   |
| 25 | 工事の際、西側フェンスを撤去して工事搬入経路とし、工事完了後フェンスを復旧としてもよろしいでしょうか。（東広瀬こども園）  | 問題ありません。  |
| 26 | 既存園舎等の建基法等関係法令に係る既存不適格状況調査し、とありますが、現在把握されている内容を開示して頂けないでしょうか？   | 現在把握しているものではありません。  |
| 27 | 既存園舎及び浄化槽の改修工事は無いとの認識でよろしいですか。  | 提案によります。  |
| 28 | 南東側駐車場からの出入り口を利用してもよろしいでしょうか。（若園こども園）   | 問題ありません。  |
| 29 | 工事車両用の駐車場をお借りすることは可能でしょうか。  | 事業期間中、建物建設予定地及び工事関係車両駐車スペースを含め、無償にて駐車可能です。ただし、イベント時等、園の事情により駐車ができない日がありますので御了承ください。   |

「豊田市立東広瀬こども園ほか1園増築園舎等取得事業」参加表明・募集要領に関する質問への回答

| 番号 | 質問  | 回答内容  |
|----|---|---|
| 30 | 事業用地は事業期間中、建物建設予定地及び工事関係車両駐車スペースを含め無償で貸与いただけるとの認識でよろしいですか。                          | 事業期間中、建物建設予定地及び工事関係車両駐車スペースを含め、無償にて駐車可能です。ただし、イベント時等、園の事情により駐車ができない日がありますので御了承ください。 |
| 31 | 駐車場整備のため伐採する樹木は伐根まで必要でしょうか。   | 伐根までは求めませんが、駐車場の利用に支障がないように計画してください。  |
| 32 | 駐車場整備のため解体する倉庫は、中身が無い状態からの解体でよろしいでしょうか。   | 中身は全て無い状態とします。  |
| 33 | 既存倉庫は撤去とありますが、倉庫の図面を開示願います。   | 倉庫の図面はありません。倉庫面積は78.3㎡です。   |
| 34 | 既存倉庫撤去後は駐車場にすることとありますが、駐車場の整備計画（台数・地盤面等）をご教示ください。                                   | 13台以上の駐車台数確保、地盤面は砂利等を想定しています。   |
| 35 | 遊具の移設について、老朽化していて復元が難しい場合新しい遊具としてもよろしいでしょうか。その場合まったく同じ形状でなくても、利用用途が同じであればよろしいでしょうか。 | 同規模の新しい遊具の設置も可能とします。ただし、設置前に新設遊具について市の承認を受けることとします。                                 |
| 36 | 遊具を移設する際に遊具の劣化状況や安全面の観点から移設できない場合は撤去処分とさせていただいてもよろしいですか。                            | 地中基礎等工事後に発覚した劣化状況により移設できない場合は別途協議とします。  |